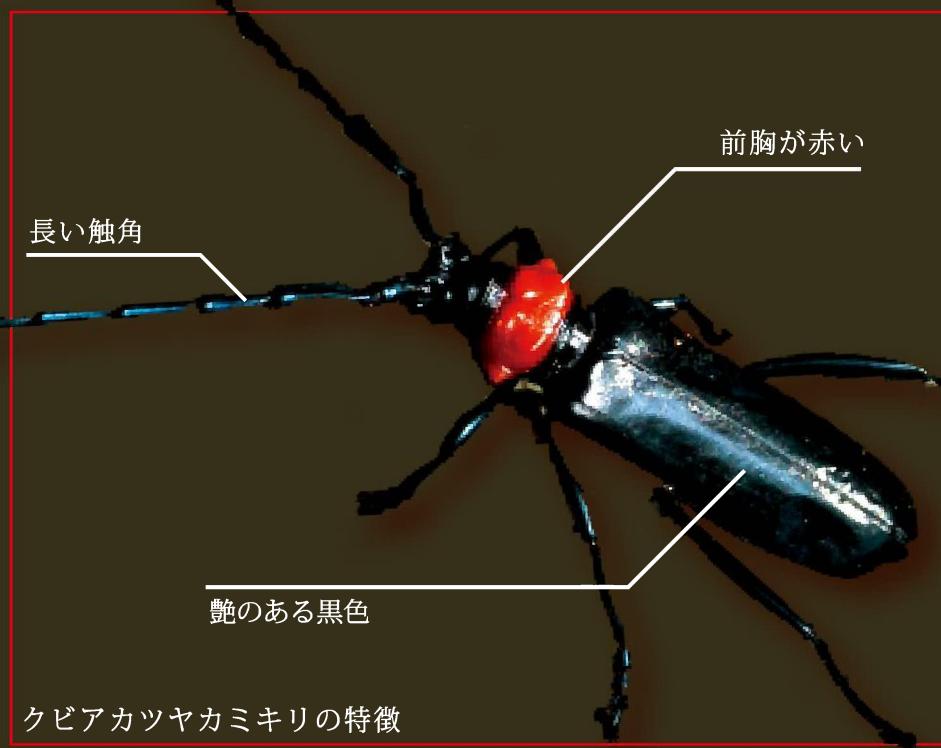


全国で桜などへ被害を出し、分布拡大中！

特定外来生物



外来生物法の規制対象です！

特定外来生物は外来生物法により、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則として禁止されます。

これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

例えば…

- 採集した個体を飼育すること
- 個体を移動させ、他の地域に放つこと

は法律により規制されます。

クビアカツヤカミキリ

特定外来生物クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリの基本情報

- 原産地は中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム北部など。
- 成虫の体長は約 25 mm。
- サクラ、ウメ、モモ、カキなど多くの樹種に寄生。枯死させることも。
- 成虫は 6 月ごろに出現して交尾や産卵を行う。
- 幼虫は樹木の内部で 2 ~ 3 年過ごす。
- 7 都府県で確認され、分布の拡大が懸念されている。(2018.1 現在)

侵入状況

クビアカツヤカミキリがもたらす被害

樹木を幼虫が食い荒らすため、寄生された樹木が弱り、枯死する原因となります。



大量のひき肉のような木くず

外来生物被害予防 3 原則

- 入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を日本に入れない。
- 捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない。
- 拡げない：野外にすでにいる外来生物は他地域に持ち出さない。



具体的にどうすればいいの？

■生きたまま持ち帰らない！

運搬すること自体、違法行為となります。研究等以外は許可を得ることができません。

■見つけたらその場でできるだけ駆除を！

国内分布は限られています。殺虫剤をかける、踏みつぶすなどして駆除をすることで分布拡大が防げます。

■木くずが出ていたら、伐採処分！

特徴的な木くずが出ていたら、木の中に幼虫がいます。被害を防ぐ、拡げないための一番の方法は、幼虫がいる木を伐採処分することです。

■情報をお知らせください！

分布情報を把握するため、お住いの自治体、地方環境事務所にご連絡ください。

